
三木市人権尊重のまちづくり推進審議会議事録

■ 開催日時

令和2年11月26日（木）15:00～16:45

■ 開催場所

三木市役所 5階 大会議室

■ 出席者

（委員）14人

五百住 満 会長、實井 憲二 副会長、井岡 誠 委員、
春川 政信 委員、長田 幸恵 委員、上村 宏美 委員、
梶 孝夫 委員、田中 節代 委員、井上 要二 委員、
小紫 達矢 委員、石原 直美 委員、岡田 敏子 委員、
福山 純子 委員、清水 育美 委員

（行政）12人

大西副市長、西本教育長、山本総合政策部長、石田総務部長、
岩崎健康福祉部長、與倉産業振興部長、増田都市整備部長、
上田上下水道部長、林消防本部次長、石田教育総務部長、
横田教育振興部長、安福市民生活部長

（事務局）6人

平井人権推進課長、平石人権推進課長補佐、畠中人権推進課長補佐、
藤田人権推進課長補佐、平田人権推進課係長、竹尾人権推進課係長

1 開会

2 あいさつ

会長挨拶、副市長挨拶

3 委員自己紹介

4 審議事項

令和2年度「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」上半期取組状

況について

今回 6 名の委員から意見書を提出いただいております。順番に進めていきたいと思っております。

(6 障がい者の人権 障がい者の就労相談)

障がい者の就労支援についてお聞きします。私は 2 年ほど前、知的障がい者の支援施設で支援員として働いていました。その時に障がいのある方が一生懸命働かれている姿をみて、働けることがどれほど大切なことか、働くことは自分を輝かせる場であると思えました。そこで今回は、農福連携事業についてお聞きします。兵庫県では兵庫 2030 の展望に掲げる健やか兵庫の実現に向け、兵庫五国の多様性を活かしながら年齢、性別、障害の有無に関わらず、生き生きと働き続けることのできる環境づくりに取り組まれております。その取組の一つとして県が力を入れているのが農福連携です。農福連携につきましても皆さんよくご存知のことと思っておりますが、農業と福祉が互いに連携し、障がいのある方が農業の分野で活躍することを通じて、障がいのある方の社会参画の実現と農業経営の発展を促す取組として、近年全国的に注目が集まっています。しかしながら、農福連携の取組は県内でも始まったばかりです。障がいのある方、農業者の双方に向けて、さらなる理解促進や受け入れ環境の整備などの課題は多くあります。このような中ですが、三木市内でも農福連携アドバイザーと県のジョブコーチの資格をおもちの方が農福連携に取り組まれている事例もあります。障がいのある方の法定雇用率が、来年度さらに引き上げられます。市内の特別支援学校を卒業された方の就労の選択肢の一つとして取り組んでいただけないでしょうか。障がいのある方の人権を守り、障がいのある方の活躍の場を提供する、農業の担い手不足の解消、三木の酒米等の地域ブランドの振興などの観点から、市としての農福連携の取組に対する支援の考え方についてお聞きします。どうぞよろしくお願い致します。

農福連携事業につきましても、現在、担当課と調整しているところでございます。市の内部ですと障害福祉課、農業振興課、そして農業の生産団体といかに進めていくかということで、県のユニバーサル推進課と県民局が一緒になりまして、この参画事業のワーキングチームを設置して計画を進めていこうとしています。このワーキングチームは本来でしたら、年内にと思っていたのですが、年明けくらいに県

と三木市、三木市の農業団体 JA を含めて、障がいのある方と農業従事者をどうマッチングするかということで現在進めております。ただ単に働く場という形ではなく、ジョブコーチや農業の専門的な知識をもった方が障がい者に寄り添う形での展開を考えております。

農福連携のアドバイザーとジョブコーチの資格をおもちの方が市内にいらっしゃいます。その方も交えてこれから事業を進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今年度中に検討していくということですね。よろしく申し上げます。次に、意見をいただいている委員が欠席されていますので、事務局から代読をお願いします。

(6 障がい者の人権 障がい者の雇用に対する企業への啓発)

商工振興課所管の障がい者の人権ということで、障がい者の雇用に対する企業への啓発に対してご意見をいただいております。各企業からの反応を教えてくださいということです。

(6 障がい者の人権 障がい者の雇用に対する企業への啓発事業)

2 つ目に障害福祉課所管の障がい者の人権ということで、障がい者の雇用に対する企業への啓発事業に対してご意見をいただいております。コロナ問題で各企業の対応が自粛されているのではという質問です。

障がい者の雇用につきましては、我々が把握している障がい者団体に対して資料を送付しています。雇用に関しましては、厚生労働省や労働局、ハローワークが問い合わせ先になっていますので、資料についてのお問い合わせは商工振興課には入ってごさいません。ただ我々は、普段企業と接する機会が多くございまして、企業を訪問する際には障がい者雇用についても話すのですが、今年度につきましては、コロナの影響もあって、なかなか企業の役員の方や事業主とお会いする機会が少なくなっています。ハローワーク西神とは連携を密にしまして、例えば、今年 9 月に就労面談会がありました。そこで障がいのある方の雇用については 3~5 人の応募があり、その中で今年度 2 社の内定がありました、という報告をいただいております。今後も外国人、障がいのある方、女性など幅広い分野について関係機関と連携しながら、企業への最新の情報を送付し、周知啓発そして情報を入れていきたいと思っております。

三木市では、コロナ問題を起因とした採用の取消に関する事案の報告は伺ってはいません。三木市の単独事業として障がいのある方

を採用した場合に、市が支援をするということを引き続き事業者の方に説明し、コロナ原因によって採用が取り消されることのないように、提案をさらに進めていきたいと考えています。

障がい者雇用の問題については、きちんと取り組んでいく必要があると思います。特に三木市ではコロナに起因して採用が取り消されたという例はないということですが、全国でそういうことが起こっています。この問題はしっかり考えていかないといけないと思います。それでは、次の意見に進みたいと思います。

(1 共通課題 住民学習会の充実)

コロナ禍でいろんな行事等が縮小されたり実施できなかつたりしている中で、ABCの自己評価をしていただいています。その自己評価が課によってバランスが悪いのではないかと感じました。資料2の16ページの上から3つ目の「情報モラル研修会」については自己評価Bとなっています。取組状況を見ると「講座を実施していない」となっており、成果を書いていないけれどもBになっています。逆に、下から2番目の(16)「教養文化講座」については自己評価がCになっていますが、取組状況を見ると「新型コロナウイルス感染症予防のため、前半は未実施。後半は徐々に活動を再開」と書いてあります。成果として「あらためて人と人とのふれあいの大切さが感じられた」と書いてありますが自己評価はCです。成果がないところがBで、成果が書いてあるところでCというのは違和感があります。1か所ではなく10か所くらいそういうところがあったので、基準を一定にしてほしいということで意見を申し上げました。例として挙げたのは資料3ページの住民学習会のことについてですが、今日いただいた資料の中には、「住民学習会は400回を超えており、人権学習の機会が増えている状況です。以上のことから、自己評価を『A』としました」と書いてあります。資料2の中では成果として住民学習会400回というのが書いてないので、取組状況の資料だけをみるとAというのは違和感がありました。次回の時には、何らかの形で共通理解をされて基準を決められた方がいいかと思い意見を述べさせていただきました。

改めてあまいのかなと感じています。施策を実施している各課において自己評価を行っていますので、全体として基準が統一されていないかもしれません。今後はできるだけ基準の統一が図れるようにしてまいりたいと思います。

今の件に関して、基本計画に基づいて実施計画を作っていく過程の中で、すべての職場の課長係長にヒアリングを行います。それで現実どういうことが問題になっているかという部分を聞き取りながら、すべて評価を1か所でします。この評価が担当課から出てきたものをそのまま上げておられるのか、具体的な聞き取り調査をしておられるのかお伺いしたいと思います。

1か所でしているわけではございません。各実施部において作成し、資料として提出しているのが現状です。今ご指摘いただいたことを、集約する際には取り組んでいきたいと思っております。

ぜひよろしくお願ひしたい。それぞれの担当課に自己評価をまかせてしまったら、第三者的な目で評価できませんので。人権推進課が疑問に思った時に、担当課に返していただいて、再度評価し直していただくというのが1つ。人員が少ない中で、大変な作業だとは思いますがよろしくお願ひします。

行政の評価は、なかなか難しいところがあります。国においては一定の基準があって、どのように行政評価していくかというのが出ていますので、そういったものを参考にして。今の時期なかなかコロナでそれどころじゃないという実情があります。落ち着いたら評価の在り方を考えていく、特に自己評価ですから、考えていく必要があります。やはり一定の基準があって、それについて達成できたかどうかという評価を吸い上げていく必要があります。私は、今人権啓発協会の評価委員をやっています。そういったことで見えるもの、例えば研修会を実施したとしたら、回数は何回とか、これははっきり見えます。人数は何人とか、目標値に対して到達したかはっきりわかります。見えないもの、たとえば参加者の意識がどれだけ変わったとか、そういうものはなかなか見えないものですよ。でもそれをどのように見ていくかというのが国から出ています。そういうのを見ていただきながら、その中で自己評価をしていくことが、行政の質を高めていくことにつながるのではないかと思います。

次に、委員からの意見書を、事務局よりお願ひします。

1つ目は危機管理課所管で、コロナ禍において、セミナーや講演会が中止、とりわけ“ふれあい”や交流を目的とした活動は、実施を見合わせるしかない状況であったことが、本年度の取組の資料でよく分かりました。コロナ感染拡大の第3波が押し寄せて来ている現在、今後の計画も困難を伴うかも知れませんが、感染拡大防止と事業実

施の両立を図っていただけますことを期待いたします。

(1 共通課題 奨学資金事業)

2つ目に教育総務課所管の奨学資金事業についてでございます。本年度はコロナの影響を考慮して時期を前倒しし、まとまった金額を早期に給付されたことは、支給を受ける側にとってはたいへん心強く感じられたに違いありません。現況に応じた早急な対応は、評価されるべきと思いました。本年度の申請者は353人で、承認されたのが331人とのこと。この人数は増加傾向にあるのでしょうか。また、もし承認者が増えても、一人当たりの支給額が少なくなるということはないのでしょうか。

(3 女性の人権 産前・産後サポート事業)

3つ目のご意見です。健康増進課、女性の人権、産前・産後サポート事業について、「Enjoy マタニティ教室」から「みっきいたまぴよサロン」へ、本年度に転換した事業であるとのこと。産前サポートだったものを、産後にまで拡大した事業と捉えてよろしいのでしょうか。成果として、産後サポートの利用が多いようですので、現代のニーズにより合致していたものと評価いたします。課題として、妊産婦への周知という点を挙げておられますが、現在はどのような方法で周知を進めておられるのでしょうか。

(4 子どもの人権 子どものいじめ相談)

4つ目としまして人権推進課、子どもの人権、子どものいじめ相談についてのご意見です。「メールでの相談が初めて」ということに少々驚きました。「子どものいじめ相談」ということですが、受け入れる対象は小学生から高校生まででしょうか。また「いじめに特化した窓口」というのは、すでに以前から開設されていたものですか。QRコードが手軽で有効であるとのこと、今後も対象者のニーズや時代に合わせた受け入れ方をいち早く取り入れつつ対応し、相談者に寄り添っていただけることを期待します。

一番初めのコロナの関係のご意見にお答えさせていただきます。今年度コロナの影響で緊急事態宣言もありまして、大がかりなイベントやいろんな行事がほとんど中止になっています。現在も、11月に入りまして感染者が非常に急増しており、第3波という状況となってきたような感じですが。市としましては、イベントや会議、あるいは研修の開催につきましては、兵庫県が定めています「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に準じて開催の可否等を、

それぞれの担当課において決定している状況です。感染拡大してきますとなかなか開催できない状況になってきているのが実情です。ただ、市としましても単純に中止にしてしまうのではなく違う方法、例えば、オンラインでするとか会場を変更するなどして、感染防止策を徹底した上でできるだけ工夫しながら開催したいと考えています。

2つ目の奨学資金事業について説明させていただきます。今年はコロナの影響を受けて大変だということで、支給時期を前倒しにさせていただきました。高く評価していただいたということでありがとうございます。申請者、承認者が増えてきているのではないかとというご質問ですが、右側の表に、近年5年間の数字をあげておりますが、コロナの影響ではなくて少しずつ増えている状況でございます。支給基準としまして所得基準がございます。これは前年度の所得に対して判定していきますので、おそらく来年度以降につきましては、コロナの影響で申請される方が増えてくるのではないかとという予想をしています。承認者が増えた場合、一人当たりの支給額が減ってしまうのではないかとというご質問ですが、一人あたりの支給額減額というのは特に考えていません。

続きまして産前・産後サポート事業でございます。ご質問の通り「Enjoy マタニティ教室」というのは、「みっきいたまびよサロン」という形で産前から産後11か月まで継続して月に2回、支援が必要な方につきましては、さらにこちらからの働きかけにより電話での勧奨・相談をするということで充実しています。啓発につきましては、母子健康手帳交付時に乳児検診チラシと一緒に子育て応援ハンドブックを欲しいと言われた場合、配付させていただいています。ハンドブックには病院等もすべて書いていますので、各認定こども園、幼稚園等でも就学前のお子さんにハンドブックを渡すことで、安心して三木市で子育てしていただけるように引き続き啓発してまいりたいと考えています。

4つ目の子どもの人権、子どものいじめ相談についてお答えいたします。基本的に小中学生を対象としていますが、高校生からも若干相談いただいております。保護者からも相談いただいている実情がございます。相談いただいたものはお受けさせていただいています。三木市では、平成25年4月に子どもいじめ防止センターを設置しています。これは、前年に大津市で起こったいじめ問題を受けて、早急に対応したものです。三木市では引き続き子どもいじめ防止センターの

情報誌「ハートフル」を啓発に使わせていただいて、簡単に相談できるような QR コードを印刷して相談しやすい環境づくりに努めているところです。

委員の皆様からご意見やお願いがございましたら、お願いします。非常に大事なことでして、特に奨学金の問題は大変な状況に追い込まれています。

会長から奨学金の話が出ました。奨学金については、市民にまだまだ知られていないと思います。いろんな機会にお話させていただいているのですが、そもそもこの奨学金は被差別部落の同和地区の子どもたちの高校・大学・専門学校等の奨学金制度としてありました。もちろん所得制限等もあったわけですが、全国的には同和対策事業特別措置法関連の法律がなくなる中で、こういった奨学金がなくなっているわけです。ところが三木市は被差別部落の子どもたちだけではなく小学校・中学校でも制度があります。それは教育委員会の就学援助制度です。ひとり親家庭や所得が低い家庭については、小学校・中学校の子どもたちを対象に制度があるわけですが、その子どもたちが高校・大学へ行く場合に、貸与制の奨学金はあるけれども、給付制の奨学金はほとんどありません。今まで被差別部落の子どもたちにあった制度をなくすのではなくて、市内のすべての高校・専門学校・大学に行く子どもたちに提供していこうということで教育委員会の中に残し、拡充していきました。全国的には法律がなくなって施策がなくなっていっているところを、三木市は人権尊重のまちづくり条例をつくる中で、制度を打ち切るのではなく市民全体に広げていこうということで奨学金制度を作ってきたことをこれからも啓発していきたいと思います。

そういった歴史的な経緯を含めて市民の皆さんに、お知らせいただくことが一番大事なことです。コロナでセミナーとか講演会が開けない状況になっていることは非常に残念なことです。兵庫県は学校関係でしたら県立学校で外部講師を呼んで講演会をするというのはなかなかできない。どんな方法でやっていくかということはこれから考えていかないといけない。コロナだからできないではなく、工夫してできる方法を考えていくということも非常に大事なことです。オンラインでどこまでできるか非常に難しい。学校はこれからオンラインで「GIGAスクール構想」と言っていますが、なかなか Wi-Fi 環境そのものがうまくいかない。できるだけ工夫しながらやって

いくことが大事です。それでは次の意見ををお願いします。

(5 高齢者の人権 地域ケア会議)

ご近所の一人暮らしの方たちの様子を知るのに、「こんにちは」と言うだけでは、なかなかわからないんです。以前から民生委員さんの間で声があがっているんですが、地域のケアマネさんとか地域包括の方たちと話し合いができたなら、「あの方はどこそこのデイサービスに行ってはるよ」「リハビリしてはるよ」ということがわかればいいなという思いから、「地域ケア会議」というのはどういふものかお聞きしたい。「ご近所会議」とかは自分たちが希望したら開催という話になっているんですか。「みんなが馬鹿にしている」とか「認知症やと言われてる」という愚痴は聞けるのです。ところがケアマネさんを存じ上げなくて、デイサービスでどのようにされているのかわからないから、「そうよね、大変やね」というご返事しかできない。ケアマネさんから状況をちょっとだけでも教えてもらえたらいいと思っているので、地域ケア会議とかご近所会議がどのようにされているのか知りたかったです。

(5 高齢者の人権 社会福祉協議会との連携)

次に、公開不同意の事です。うちは水害に全然関係ない所にいるので、早くもらえることはない。区長か誰かが、地震とかの時に取りに行かないといけないのですよね。それが本当に現実的なのかどうか。「おたくは8名ですよ、9名ですよ」と人数だけ言われるのです。あの人かな？この人かな？と本当にすごく悩むのです。個人情報だから簡単に公開できないということはよくわかるのですが、どうにかならないかなという意見です。

地域ケア会議の方からお答えいたします。基本的に地域ケア会議といいますのは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、理学療法士、作業療法士、そこに介護事業者、それからケアマネージャーといった多様な専門職が一緒になって、実際に高齢者の生活を支える中で困難事例を話し合う会議です。月に1~2回で、その都度事例は2件程度、昨年でしたら年間で42件ほどはかかっております。軽い方ですとか困難事例、認知症の方であるとか訪問する方であるとかそういった方を検証するのですが、令和元年度から試験的ではあるんですが、このご近所会議の中でも「この人どうしたらいいのかな」ということについて、ケアマネさんがピックアップし民生委員さんとあわせながら、ご家族とも課題になっている事案を、ケア会議にもあげ

てきて相談するようになってきています。実際に民生委員さんにつきましても、愚痴を聞くということではなしに、ケアマネさんにつながりいただいた中で、この件については、ケア会議にあげてほしいというご要望も今後吸い上げていきたいと思いますので、民生委員さんの全体会の中でも、ご近所会議、ケア会議につなげていく橋渡しをお願いしたいと思います。

担当のケアマネさんがわからない方が、たくさんいらっしゃるんですが、それはどうしたらいいですか？

そういう場合は、介護保険課の地域包括支援センターが把握していますので、民生委員さんと介護保険課の地域包括支援センターをつなぐことでつながっていけるように考えています。

災害時の要援護者の件についてでございます。これは委員がおっしゃられたとおり、非常にご迷惑をおかけしていると我々も認識しています。災害対策基本法の中でそういう名簿を備えつけるということが出来るのですが、本人の同意がない場合は提供できないようになっております。ただし災害が発生した、あるいは、発生するのがほぼ確実な状況になると提供できるという法律になっています。災害が起こるまでは渡せないというのは我々もジレンマなのですが、そういう状況です。前もって渡して、事前の準備をしていただきたいという思いはあるわけですが、法律上できないということです。できるだけ同意していただけるように説明をさせていただきたいし、我々もそうしているのですが、なかなか同意が得られない方がたくさんいらっしゃるという状況です。今後も改善できるように努力してまいりますので、申し訳ございませんがご理解いただきたいと思います。

同意していただかないと、1人でも助けられるのか5人くらい必要なのかわからない。ご近所でも身体が不自由な方がいらっしゃるのですが、その方は名簿が出ていない。でも、絶対男の方4人か5人で行かないといけないということがわかるからまだいいのだけれど、何にもわからない方がちょっと不安です。

災害が起こった時に、公的な支援はなかなかすぐというわけにはいきません。自助や共助と言われますが、その為にはできるだけ近所の方に伝えておいていただくことが自分の命を守ることになるということを、我々はもっと説明していかないといけないと思っています。皆さんも機会がありましたらそういうことを伝えていただい

て、できるだけ同意いただけるように働きかけていただけるとありがたいと思っております。

民生委員さんの方から切実なお話が出ました。民生委員さんのお仕事の中で、いろんなどころとつながりたい。だけど、壁になっているところは、個人情報の問題なのです。市はいろんな個人情報を集めてはいるのですが、それを民生委員さんにお示しすることができない。ケアマネージャーさんも、その方の生活を支えて安心して生活していくための手立てをいろいろ考えておられます。専門職や介護保険のサービスだけでその方の生活を支えられるものではなくて、実際生活されている環境の中で周りの支援者がどれだけの支援をされているかというのを、ケアマネージャーさんもわからない状況の中で支援をされているのが現状なのです。反対に民生委員さんがこんなに支援してくださっているというのがわかれば、ケアマネージャーさんも民生委員さんと協力してその方を支えるような手立てを、一緒に考えていただけるのは実際にあるのです。ただ私がその方の担当だということは、その方の同意がなければ言えない。ご訪問された時に、この方大丈夫なのかな、どう生活されているのだろうと気になられたら、介護保険を使っておられるのか、担当の人は誰かと聞いてあげてほしいと思います。「私から担当の人に連絡していい？」と聞いていただいて、その方から了解を得られたら、民生委員さんからケアマネさんに電話をしてあげてほしいと思います。そうすると民生委員さんとケアマネージャーさんがつながることになるのです。

介護保険の時に立ち会った人はケアマネさんがわかるので、話ができるけど、直接病院から行かれた人についてはわからない。

本人に聞いてさしあげてください。名刺や書類をお持ちだと思しますので、「私から連絡していい？」と本人から了解を得ていただいた形でケアマネージャーさんにつながっていただけたらと思います。

どうつながるかということが、非常に大事だということですね。それでは、次に進みたいと思います。

(1 共通課題 三木市人権尊重のまちづくり条例)

人権尊重のまちづくり条例の改正について説明させていただきます。冒頭に大西副市長から三木市の重点施策の中で柱として人権尊重のまちづくりと非常に力強いご挨拶をいただきました。その根幹になっているのが三木市人権尊重のまちづくり条例だと思います。ご存知のように平成 13 年 1 月に施行され、来年の 1 月 1 日に施行

20年になります。この場に井上委員おられますが、ちょうどそのころ担当課の課長をされていましたが、いろいろご苦労されて、すばらしい条例を作られました。多可町や加東市、たつの市では、部落差別に特化した条例とか、あるいは神戸市のようにヘイトスピーチに特化した条例はありますが、三木市のように総合的な条例は兵庫県で初めてです。まだ今でも三木市だけしかありません。しかもきちんと施策が伴っている。兵庫県下だけではなくて、全国的にみても高く評価されている条例だと思っております。すばらしい条例を全面改正ではなくて、現在に合う形で部分改正をお願いしたいと思っております。この20年目の節目の年にこの20年間の変化により、新たな人権課題も出てきております。こういうことを取り入れた前文を条例改正を行って、三木市民の条例への関心、認知度をさらに高めていくことが重要でないかと思えます。他の市町では、もう人権施策はいいんじゃないか、同和教育はもういいんじゃないかとなってきている。でも三木市はやっていくのだと、ここにおられる障がい者の団体、高齢者も学校もそうです。各団体がいろんな取組をやってきて、平成28年には障がい者差別解消法、外国人差別をなくしていくヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の3つの法律ができました。その後もアイヌ新法ができ、またLGBTの差別解消法も近々国会で調整されている状況になっています。三木市もそれに対応した取組をしております。現在これらの法律が三木市の条例の根拠になっているんだということを新たに前文の中できちっと出していくべきかなと思っております。最近できた他府県や市町の条例を見ますと、全国的な法律の根拠を載せながら、市民にさらに頑張っていこうということになっています。三木市が基本計画作成の根拠として実態調査を実施していると思えますが、条例には書いてないのです。三木市のいいところは、最初は同和問題だけでしたが、外国人の差別実態とか男女共同参画の意識調査をしたり、高齢者の問題にしても子どもの問題にしても実態をしっかりと知って行政は施策をしていくという姿勢を市民の方に知っていただく意味でも、意識調査、実態調査をしっかりとやって施策をしていくのだと付け足すことは、私は非常に大事なことではないかと思えます。さらに、三木市が人権侵害防止のために実施している全国でトップをいっている本人通知制度、あるいはインターネットの人権侵害から市民を守るモニタリングも去年の6月からやっています。こういうことも書いて、市民により密着した条例に

するべきではないかと考えます。さらに三木市は 24 年度に「三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例」を作りました。25 年以降「三木市子どものいじめ防止に関する条例」「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」さらには「三木市共に生きる手話言語条例」と条例が次々出されてきました。私は、ばらばらではいけないと思っております。人権尊重のまちづくり条例が根幹になって、これらの条例ができたことと明記することによって、個々の人権の条例が総合的に三木市民に理解されていく、そういうパンフレットを作っていけると思うんです。総合的に市民に捉えていただくためにも改正が必要かと思っております。この条例ができてから 20 年間、私はずっとこの審議会に出てきました。4 年程前から条例を改正してもらえないでしょうかと言ってきたわけですが、今年こそ 20 周年の節目の年に条例の発展的な部分的改正をぜひお願いしたいと思っております。ぜひ審議会への三木市からの諮問をお願いしたいと思っております。全面的な改正ではなくて部分的な改正をお願いしたい。細かいことを書くのではなくて概略的でいいですから、前文等を中心にしながら書いていただけたらと思っております。皆さんに見ていただきたいのは、資料 1 の 4 ページです。これは三木市人権尊重のまちづくり条例の第 5 条、審議会の設置のところの 2 項「審議会は、前項に定めるもののほか、人権尊重のまちづくりに関する事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べることができる。」とあります。市長に意見を述べることは、全国でも三木市の条例だけです。平成 13 年から 1 回だけ意見を述べました。それは、志染保育所は同和保育所としてやってきたけれども、公立の幼稚園・保育所がどんどんなくなっていく中、同和保育の志染保育所を継続していく方向でお願いしたい。もう 1 つは教育委員会から人権担当課がなくなってしまったので、担当課を設置してほしい。これについては、部分的ですが取り入れていただいて、教育委員会の中に課はできてはいませんが担当者をおいたり、あるいは、志染保育所が継続しているわけです。みなさんの意見を聞いていただいて、三木市が判断をされて審議会でも審議をする、あるいは小委員会を作って案を出してほしいとかそういう形でしていただけたらどうかと思っております。すばらしい条例だけに根本から変えるのではなくて、基本的なことはおきながら、より時代にマッチしたもので市民に密着した条例にするために改正をしていただきたいと思いますということでお願いしました。

長く続いた条例を、部分修正でいいから改正していただきたいというご意見です。

回答については書かせていただいているとおりですので、お目通しいただくようよろしくお願いいたします。人権尊重のまちづくり条例は、他市から参考にされるような条例です。ただ認知度を考慮すると、この機会にという委員の意見もわかります。この審議会で委員の皆様のご意見をお伺いさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

回答には出ているのですが、委員から提案がありましたことについて、皆さん方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。条例改正というのは議会を通さないといけません。皆さん方から意見をいただいて、最終的には市において検討されることになろうかと思えます。何か、ご意見ございましたらお願いします。

私は、条例を作った当時の同和対策室の室長をしていました。この条例を作るきっかけは、この審議会の前の「同和対策審議会」というのがありまして、その審議会の中で国の特別措置法が変わるたびに答申がされました。市議会の答申の中で特に第一次答申ですべての特別措置法が終了することがわかっていましたので、すべての人の人権が守られるような人権条例が必要だという諮問が出されました。それがこの条例を設置する5年か6年前、その後追加答申が出てきて、再度この人権条例が三木市にとって必要だという強い答申が出されました。それを受けて当時の市長が全国でも稀な人権条例を考えようということで、いろんな苦労をしながら作ってきました。最終的には同和対策審議会で、この条例の原文を承認いただいたわけですが、大学のいろんな先生からご意見をいただき、前文も少し修正しました。前文を読んでいただいたらわかりますように、世界人権宣言や日本国憲法の理念ということで、ちょうど21世紀を人権の世紀にしていくという前文がある条例は、本当に稀なのです。従ってこの条例が、三木市のすべての条例の一番上位という位置づけで作られました。施行月日を見ていただいたらわかりますが、10月の議会でやっと承認を受けました。翌1月1日に施行と、これは皆さんもご存知のように世紀が変わった節目です。人権の世紀、21世紀に向けて一番に三木市が条例を作ろうということでこのようにしたところです。従って、新しい人権三法ができたり、いろんな差別がうまれたりして見直す必要があると言われたのですけれども、この前文には、す

べて包括されています。この条例に基づいて基本計画が作られたわけですが、早速この基本計画を作る時には当時の関西学院大学の教授が審議会の会長としていろんな分野から作成していただきました。部落問題を一番先にあげて、それから高齢者、子ども、障がい者、外国人、その他の人権という形にしています。今アイヌの法律ができたということですがけれども、その他の人権のところにも含まれています。ハンセン病患者、沖縄の人に対する偏見、すべての人権を「その他」という部分で網羅しています。基本計画の中にきちっと謳っております。しかしながら実態的には、三木市でアイヌの人の人権に対する差別が起こっているとかそういう声は聞こえていないので、具体的に基本計画の中にあがっておりませんけれども、もともとの基本計画にはそういう部分もすべての人の人権という中に含まれております。7年に1回実態調査をしながら基本計画を見直されていると思います。その実態調査に基づく基本計画を、審議会で議論するという形で、この審議会で諮問された方がいいのではないかという気がします。私はその当時の担当課長でしたので、この人権条例には大変思い入れがあります。従って基本計画をそれぞれの実態にあわせてもう少し具体化していくという流れの方がすっきりするのではないかと思います。

このまちづくり条例で、三木の施策のすべての分野に、人権の観点についてのチェックになっており、非常にすごい条例だと思っています。時代の現状に即応した条例でないといけないのかなと思います。例えば観点としまして、同和問題、女性、子どもとかいろいろあります。その中で、例えば女性の人権という切り口で施策をみていくわけですが、今はもう女性と言わないで性別というかジェンダーという観点でみるというのが、時代に即した観点かと思います。例えばLGBTの方については、自分がそうだとなかなか言えない社会状況の中で、学校の中でも男性女性で分けることで、しんどい思いをしている子どもたちが実際にいます。その子は学校の中で、それを言えなくて非常に困っていることがあります。例えば今回コロナの感染症で休校措置がとられました。その時、市内の学校で男女に分かれて登校させる実態が出てきました。それに対して、教育委員会に「これはおかしいんじゃないですか」と言わせていただいたということがありました。そういう実態があつたりするので、時代に即応したまちづくり条例、女性というよりもジェンダーという観点を、今の時代に合

わせた形での改正をする必要があるのかなと思います。

この会合に初めて出席させていただきまして、非常に熱いなという気がしております。区長協議会も本当は熱いんです。ところが一般の市民の方にはなかなか温度が伝わっていかない。この会議でもこの熱い気持ちが一般の市民の方にどれだけ理解されているかということが一番の問題だと思います。区長の中でこの会議を知っている人はいないと思います。非常に残念だと思います。縦も横ももっと全体としての問題意識をもっていただけるようなそういう施策が必要じゃないかなと考えます。

まちづくり条例の前文が現状を十分に反映できていないけれども、その他の人権の中に入っていることで条例の文章を一部改正してはというご意見、一方で基本計画の方をというご意見だったと思います。新しい差別的な事象があるということについては、認識は一緒だと思います。今問題になっていることとか、ネットのこととかも出てきていると思います。その中でどちらを変えたらいいかと考えた時に、大元のまちづくり条例の文章を一部改正する形の方が、より明確になるような気がしています。

まちづくり条例の中で文言については、性別の問題のところでは違和感がある部分もあります。障がいのある方でも、男性女性と分けられることに抵抗のある方というのは知人の中に何人かおりますので、言葉は選んでいただきたいと思います。別の会議に出た時もあったのですが、アンケートで「1男性、2女性、3その他」というのがあって、そういう配慮がなされる時代になってきたんだなと思います。

特にございません。

条例について、いろんな方の意見を聞いていたのですが、確かに性別については女性だけが守られるわけではなくて、男性も男性だからということである意味差別があるのかなと思います。女性だから守られる、男性だから守られないという書き方が結構あるので、性別の書き方を考えたらいいと思います。

時代が変わってきているというのは感じるので、それに合わせた改正は必要なのかなと思います。

まちづくり条例の前文の中で女性という部分で、いろんな方の意見をいただきました。実はこの条例に基づいて、13年に女性センターを立ち上げました。もともとは勤労青少年ホームの1階にありま

したが、教育センターに移って名称を「男女共同参画センター」に変えました。それもすべて条例を基に、女性だけの問題ではなく、男性についても共同参画の中ですべて網羅してやってきました。今も男女共同参画プランを作って、ずっと見直しもされています。この文章だけで行政がやっているのではなく、これを膨らませていろんな分野で、この条例が基になって動いているということも理解をしていただきたいと思います。

すべての方からご意見をいただきました。条例改正はそんな簡単にできるものではありません。市長さんの想いもおありでしょうし、今日の意見をふまえて市の方で検討いただきたいと思います。多くの貴重なご意見ありがとうございました。

5 その他

現在、兵庫県下でも導入している市町がどんどん増えていまして、今年度で明石市が導入したら 7 市において実施済みとなる同性パートナーシップ制度についてです。先ほども委員の皆様から性的少数者等についてお話があったわけですが、性的マイノリティの当事者の方がお互いを人生のパートナーとして市長に宣誓することによって、市がパートナーとして共に生活していきたいという二人の気持ちを公的に認め、市独自の証明書を発行する制度でございます。それについても、これから検討していかないといけないという時期に、さしかかっていると認識しています。来年度については、先ほど申しあげた 7 市に西宮市、姫路市、猪名川町の 3 つの市町を加えて、いよいよ来年度中に 10 市町が実施する形になります。北播磨はまだ動きはありませんが、三木市において制度を導入することについて委員の皆様ご意見がございましたら頂戴したいと思います。

時間がおしていますので、もし意見がございましたら、事務局に直接メールとかお願いします。

6 閉会 副会長